

2025年8月12日

佐賀労働局長 城 寿克 様
佐賀地方最低賃金審議会会長 甲斐 今日子 様

日本民主青年同盟佐賀県委員会
委員長 児玉 拓也

最低賃金額の1500円への引き上げを求める要請書

長引く物価高騰で、国民の暮らしがますます深刻な状況になっています。とりわけ青年、学生の置かれた状況は深刻です。

「アルバイトばかりになって授業を受けられなくなる。時給がもっと上がれば、アルバイトを少なくして授業を優先させることができるのに」「学費が高く、奨学金を借りているが返済が不安」「学費が高く、最初に削るのは食費、1日一食で過ごすこともある」―――私たちが行ってきた食料支援活動で、多くの学生から窮状の声が寄せられています。

「実質賃金」が3年連続で減少し、賃上げが物価高騰に全く追いついていません。さらに青年労働者の約5割は非正規雇用です。低賃金で不安定、ギリギリの生活を送っています。

昨年は多くの県で中央最低賃金審議会の目安を上回る最賃額となりましたが、ドイツ2051円、フランス1900円、イギリス2320円と世界の最低賃金と比べても低い水準となっています。中央最低賃金審議会は4日、全国加重平均で1118円の目安を示しましたが、石破茂政権が目標とする「2020年代に全国平均1500円」にも間に合いません。全国労働組合総連合（全労連）の「最低生計費」調査によると、若者が自立し人間らしく生活するために最低限必要な生計費は、時給で1700円～1900円であることが明らかになりました。すみやかに最賃時給1500円を実現し、さらに引上げていくことが必要です。

佐賀県の地域最低賃金は956円で、福岡県との格差は36円、東京都との格差は207円です。地方からの労働力流出を止めるためにも、全国一律の最低賃金としなければなりません。

賃上げができず、働き手が集まらない「人手不足倒産」が各地で増えています。岩手、徳島、群馬、奈良、茨城各県では、賃上げの直接支援を実施しています。国の責任において、中小企業・事業者に対する直接支援が不可欠です。

最低賃金の大幅増額は、県民の暮らしの面からも、佐賀県と日本経済全体の底上げのためにも急務です。よって、以下の事項を要望します。

【要請項目】

- 1、すみやかに最低賃金を時給1500円に引き上げること。
- 2、全国一律の制度とすること。
- 3、最低賃金の大幅引き上げにあたっては、社会保険料の軽減など、中小企業に対する支援を並行して行うこと。

以上

令和 7 年度地域別最低賃金額改定の目安について

厚生労働省労働基準局賃金課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

地域別最低賃金の決定基準

- 地域別最低賃金は、地域における①労働者の生計費、②賃金、③通常の事業の賃金支払能力を考慮して定めなければならない（最低賃金法第9条第2項）。
- 労働者の生計費を考慮するに当たっては、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする（同条第3項）。

（参考）最低賃金法（昭和34年法律第137号）（抄）
（地域別最低賃金の原則）

第九条 賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障するため、地域別最低賃金（一定の地域ごとの最低賃金をいう。以下同じ。）は、あまねく全国各地域について決定されなければならない。

- 2 地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない。
- 3 前項の労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする。

- 中央最低賃金審議会は、全都道府県をA・B・Cの3つのランクに分けて、改定額の「目安」を提示。
- 地方最低賃金審議会では、この目安を参考に、地域の実情を踏まえて、改定額の詰めの審議が行われる。
※ 47都道府県ごとに改定額が決定されるが、地域間のバランスを図る観点から目安額が示されている。

- 最低賃金審議会では、最低賃金法の3要素に基づき、各種の経済指標（※）等をもとに議論。また、近年は、諮問時に政府方針への配意も求められるなど、その時々事情も考慮している。

（※）消費者物価指数、標準生計費、春闘結果、夏期賞与・一時金妥結状況、最低賃金に関する実態調査結果、賃金・労働時間指数の推移、名目GDP、県民所得、日銀短観による業況判断、中小企業景況調査による業況判断、法人企業統計の労働生産性、完全失業者数・完全失業率、有効求人倍率、未満率・影響率等

令和 7 年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）における公益委員見解（抜粋）

目安小委員会は、今年度の目安審議に当たって、令和 5 年全員協議会報告の 1（2）で「最低賃金法第 9 条第 2 項の 3 要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきである」と合意されたことを踏まえ、特に地方最低賃金審議会における自主性発揮が確保できるよう整備充実や取捨選択を行った資料を基にするとともに、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2025」に配意し、最低賃金法第 9 条第 2 項の 3 要素を考慮した審議を行ってきた。

最低賃金について、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版」等において、「適切な価格転嫁と生産性向上支援により、影響を受ける中小企業・小規模事業者の賃上げを後押しし、2020 年代に全国平均 1,500 円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続することとし、官民で、最大限の取組を 5 年間で集中的に実施する」こと、「また、EU 指令においては、賃金の中央値の 60%や平均値の 50%が最低賃金設定に当たっての参照指標として加盟国に示されている。最低賃金の引上げについては、我が国と欧州では制度・雇用慣行の一部に異なる点があることにも留意しつつ、これらに比べて、我が国の最低賃金が低い水準となっていること及び上記の施策パッケージも踏まえ、法定 3 要素のデータに基づき、中央最低賃金審議会において議論いただく」こととされていることも踏まえ、公労使で真摯に検討を重ねてきた。

令和 7 年度最低賃金引上げについて

8月4日、中央最低賃金審議会において、令和7年度の最低賃金引上げの目安額の答申がなされた。
今後、地方最低賃金審議会での審議が行われ、都道府県毎の改定額が決定される。

	令和 6 年度	令和 7 年度
引上げ後の最低賃金額 (全国加重平均)	1,055円	1,118円

6.0% (63円) (プラス、地方最低賃金審議会による上乗せ)

- ※ **過去最高の引上げ額**（5年連続過去最高を更新）。
全国平均が1,100円を超えるほか、**初めて全国47都道府県で1,000円を超える。**
- ※ 昨年度の目安は5.0%（50円）。地方最低賃金審議会による上乗せがあり、最終的に5.1%（51円）。
- ※ 47都道府県を3分類。ランク毎の目安は、地域別の物価や賃金上昇率のデータを考慮し、**Aランク5.6%、Bランク6.3%、Cランク6.7%（63円・63円・64円）**

(参考) 地域別最低賃金（全国加重平均）の引上げ額・率の推移

改定年度	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05	R06	R07
引上げ額（円）	18円	25円	25円	26円	27円	1円	28円	31円	43円	51円	63円
引上げ率（%）	2.3%	3.1%	3.0%	3.1%	3.1%	0.1%	3.1%	3.3%	4.5%	5.1%	6.0%
改定額（円）	798円	823円	848円	874円	901円	902円	930円	961円	1,004円	1,055円	1,118円

令和7年度最低賃金の目安の考慮要素について

○昨年度に引き続き、消費者物価の上昇が続いていることから労働者の生計費を重視

その際、生活必需品との関連が深い指標を広く確認

○加えて、賃上げの流れが続いていることも着目

○賃上げの流れの維持・拡大を図り、非正規雇用労働者や中小企業・小規模事業者にも波及させること等にも留意

<法定の3つの考慮要素の状況>

(労働者の生計費) 消費者物価指数 (令和6年10月～令和7年6月) 【 】は昨年

最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点

- ・「持家の帰属家賃を除く総合」 平均3.9【3.2】%
- ・「頻繁に購入」する品目 平均4.2【5.4】%
- ・「1か月に1回程度購入」する品目 平均6.7【1.1】%
- ・基礎的支出項目 平均5.0【2.9】%
- ・食料 平均6.4【5.5】%

(賃金) 【 】は昨年

昨年を上回る賃金引上げの状況。中小企業でも一定の引上げ。

- ・連合 全体5.25【5.10】% 中小4.65【4.45】%
有期・短時間・契約等労働者 5.81【5.74】%
- ・経団連 大手企業 5.38【5.58】% 中小企業4.35【4.01】%
- ・日商調査 正社員 全体4.03【3.62】%
20人以下企業3.54【3.34】%
パート・アルバイト 全体4.21【3.43】%
20人以下企業3.30【3.88】%
- ・厚労省 賃金改定状況調査結果 (30人未満企業)
全体 2.5【2.3】%
継続労働者 3.2【2.8】%

(通常の事業の賃金支払能力) 【 】は昨年

・売上高経常利益率

資本金1,000万円以上

四半期ごとで令和6年 6～10%程度で推移【6～9%程度】

令和7年の第1四半期 7.0【7.1】%

・従業員一人当たり付加価値額

令和5年度 資本金1,000万円未満

製造業7.2【4.5】% 非製造業4.8【5.7】%

・価格転嫁 3月調査 (改善) 【 】は前回9月調査

コスト全体の価格転嫁率 52.4%【49.7%】

一部でも価格転嫁できた 83.1%【79.9%】

全く転嫁できず又はマイナスとなった 16.9%【20.1%】

・労務費の転嫁 3月調査 【 】は前回9月調査

価格交渉が行われた企業 (64.2【59.5】%) のうち、
73.2【70.4】% 労務費の価格交渉が実施されている
6.4【7.6】% 労務費が上昇し、価格交渉を希望したが
出来なかった

・倒産件数 (増加)

2024年 10,006【8,690】件

最低賃金の引上げに係る施策について

令和7年8月

内閣官房 新しい資本主義実現本部事務局

○ 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025年改訂版(令和7年6月13日閣議決定)

最低賃金については、適切な価格転嫁と生産性向上支援により、影響を受ける中小企業・小規模事業者の賃上げを後押しし、2020年代に全国平均1,500円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続することとし、官民で、最大限の取組を5年間で集中的に実施する。

政府として、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」に定める、①地方の中小・小規模事業者にとって重要な官公需における対策等を含めた価格転嫁・取引適正化の徹底、②業種別の「省力化投資促進プラン」とそれに基づくきめ細かな支援策の充実と支援体制の整備を通じた中小企業・小規模事業者の生産性向上、③中小・小規模事業の経営者の方々の事業承継・M&Aに関する不安や障壁を取り払い、先々の経営判断を計画的に行うことができる環境の整備、④地域で活躍する人材の育成と処遇改善等の施策パッケージを実行する。

また、EU指令においては、賃金の中央値の60%や平均値の50%が最低賃金設定に当たっての参照指標として加盟国に示されている。最低賃金の引上げについては、我が国と欧州では制度・雇用慣行の一部に異なる点があることにも留意しつつ、これらに比べて、我が国の最低賃金が低い水準となっていること及び上記の施策パッケージも踏まえ、法定3要素のデータに基づき、中央最低賃金審議会において議論いただく。

「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」には、中小企業・小規模事業者の生産性向上、官公需の価格転嫁等が定められている。国は、計画を踏まえ、都道府県・市町村が地域の状況に応じてきめ細かな賃上げ環境整備に取り組むことを、様々な政策手段を活用して後押しする。その中で、各都道府県の地方最低賃金審議会において中央最低賃金審議会の目安を超える最低賃金の引上げが行われた場合は、持続的な形で売上拡大や生産性向上を図るための特別な対応として、政府の補助金における重点的な支援を行うことや、交付金等を活用した都道府県の様々な取組を十分に後押しすることにより、生産性向上に取り組み、最低賃金の引上げに対応する中小企業・小規模事業者を大胆に後押しする。

地方最低賃金審議会において、これらの政府全体の取組や各都道府県の賃上げ環境も踏まえ、法定3要素のデータに基づき、実態を踏まえた審議決定となるよう、議論いただく。

地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。

○ 経済財政運営と改革の基本方針2025（令和7年6月13日閣議決定）

最低賃金については、適切な価格転嫁と生産性向上支援により、影響を受ける中小企業・小規模事業者の賃上げを後押しし、2020年代に全国平均1,500円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続することとし、官民で、最大限の取組を5年間で集中的に実施する。

政府として、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」に定める、①地方の中小・小規模事業者にとって重要な官公需における対策等を含めた価格転嫁・取引適正化の徹底、②業種別の「省力化投資促進プラン」とそれに基づくきめ細かな支援策の充実と支援体制の整備を通じた中小企業・小規模事業者の生産性向上、③中小・小規模事業の経営者の方々の事業承継・M&Aに関する不安や障壁を取り払い、先々の経営判断を計画的に行うことができる環境の整備、④地域で活躍する人材の育成と処遇改善等の施策パッケージを実行する。また、EU指令においては、賃金の中央値の60%や平均値の50%が最低賃金設定に当たっての参照指標として、加盟国に示されている。最低賃金の引上げについては、我が国と欧州では制度・雇用慣行の一部に異なる点があることにも留意しつつ、これらに比べて、我が国の最低賃金が低い水準となっていること及び上記の施策パッケージも踏まえ、法定3要素のデータに基づき、中央最低賃金審議会において議論いただく。

「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」には、中小企業・小規模事業者の生産性向上、官公需の価格転嫁等が定められている。国は、計画を踏まえ、都道府県・市町村が地域の状況に応じてきめ細かな賃上げ環境整備に取り組むことを、様々な政策手段を活用して後押しする。その中で、各都道府県の地方最低賃金審議会において中央最低賃金審議会の目安を超える最低賃金の引上げが行われた場合は、持続的な形で売上拡大や生産性向上を図るための特別な対応として、政府の補助金による重点的な支援を行うことや、交付金等を活用した都道府県の様々な取組を十分に後押しすることにより、生産性向上に取り組み、最低賃金の引上げに対応する中小企業・小規模事業者を大胆に後押しする。

地方最低賃金審議会において、これらの政府全体の取組や各都道府県の賃上げ環境も踏まえ、法定3要素のデータに基づき、実態を踏まえた審議決定となるよう、議論いただく。

地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。

最低賃金近傍労働者数及び最低賃金近傍労働者数が労働者数に占める割合

	最低賃金近傍労働者		最低賃金	
	人数 (万人)	割合	最低賃金 (円)	フルタイム換算 した場合の年収 (万円)
北海道	31	18.3%	1,010	202
青 森	5	14.5%	953	191
岩 手	5	13.0%	952	190
宮 城	10	12.8%	973	195
秋 田	4	16.3%	951	190
山 形	4	13.4%	955	191
福 島	6	10.4%	955	191
茨 城	12	12.5%	1,005	201
栃 木	8	12.3%	1,004	201
群 馬	7	10.1%	985	197
埼 玉	34	17.5%	1,078	216
千 葉	24	14.9%	1,076	215
東 京	125	13.6%	1,163	233
神奈川	51	18.8%	1,162	232
新 潟	11	15.8%	985	197
富 山	4	9.6%	998	200
石 川	3	9.3%	984	197
福 井	3	11.8%	984	197
山 梨	3	13.8%	988	198
長 野	9	13.8%	998	200
岐 阜	9	15.4%	1,001	200
静 岡	17	13.6%	1,034	207
愛 知	48	16.5%	1,077	215
三 重	8	15.0%	1,023	205

	最低賃金近傍労働者		最低賃金	
	人数 (万人)	割合	最低賃金 (円)	フルタイム換算 した場合の年収 (万円)
滋 賀	7	15.1%	1,017	203
京 都	13	16.1%	1,058	212
大 阪	54	15.3%	1,114	223
兵 庫	27	15.4%	1,052	210
奈 良	5	15.9%	986	197
和歌山	4	13.1%	980	196
鳥 取	2	14.2%	957	191
島 根	2	11.2%	962	192
岡 山	9	14.5%	982	196
広 島	13	13.8%	1,020	204
山 口	6	13.1%	979	196
徳 島	3	12.7%	980	196
香 川	4	11.9%	970	194
愛 媛	5	12.9%	956	191
高 知	2	13.0%	952	190
福 岡	25	13.9%	992	198
佐 賀	3	11.8%	956	191
長 崎	5	12.2%	953	191
熊 本	6	13.0%	952	190
大 分	4	12.9%	954	191
宮 崎	5	16.1%	952	190
鹿児島	8	17.4%	953	191
沖 縄	6	15.0%	952	190
合計	658	14.7%	1,055	211

注1： 最低賃金近傍労働者数は2023年6月の数値。最低賃金は2024年度の数値。

注2： フルタイム換算した場合の年収は、2024年度の最低賃金で年2,000時間働くケースを想定。

(出所)厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査」の個票データを厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。

ここでは、令和5年6月の1時間当たり所定内給与額がその時点で適用されている事業所の所在地の地域別最低賃金額×1.1未満である労働者を「最低賃金近傍労働者」と定義している。

欧州の最低賃金における指標

- EU指令（適正な最低賃金に関する指令）においては、「賃金総額の中央値の60% (60% of the gross median wage)」が最低賃金設定に当たっての参照指標として、加盟国に示されている。

EU指令（「適正な最低賃金に関する指令」）

※ 2022年10月制定、同年11月施行。

4. Member States shall use indicative reference values to guide their assessment of adequacy of statutory minimum wages. To that end, they may use indicative reference values commonly used at international level such as 60% of the gross median wage and 50% of the gross average wage, and/or indicative reference values used at national level.

4. 加盟国は、法定最低賃金の適正性を評価するための指標として、指標的な参考値を使用しなければならない。そのため、加盟国は、国際的に一般的に使用されている指標的参考値、例えば、総賃金の中央値の60%や総賃金の平均値の50%、及び/又は、国内レベルで使用されている指標的参考値を使用することができる。

- この点、EU指令制定前におけるEU議会の政策文書では、「賃金中央値60%」の水準は、「フルタイムの単身労働者が政府からの給付金に頼らずに貧困生活を回避できる賃金」と位置付けられている。

EU議会の政策文書

(出所) 欧州議会「The proposed Minimum Wage Directive」(2020年11月)

a minimum wage of 60% of the median wage is the wage that enables a single full-time worker to avoid a life in poverty without relying on state transfers.

賃金中央値の60%の最低賃金は、フルタイムの単身労働者が政府からの給付金に頼らずに貧困生活を回避できる賃金である。

日本における「賃金中央値60%」と「平均値50%」

厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(2023年)

賃金の中央値の60% 時給1,199円 → 仮に年2,000時間働くとしたら、239.8万円

賃金の平均値の50% 時給1,177円 → 仮に年2,000時間働くとしたら、235.4万円

※1 賃金の中央値は時給1,999円(仮に年2,000時間働くとしたら、399.8万円)

※2 賃金の平均値は時給2,353円(仮に年2,000時間働くとしたら、470.6万円)

※3 厚生労働省が「賃金構造基本統計調査」の個票データを用いて試算した数値。具体的には、各個人の所定内給与額、年間賞与その他特別給与額、労働時間を基に、各個人の時給換算の賃金を算出して順番に並べ、そこから中央値・平均値を算出したもの。

令和7年度業務改善助成金のご案内

業務改善助成金とは？

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

事業場内最低賃金
の引き上げ計画



設備投資等の計画
機械設備導入、コンサルティング、人材育成・教育訓練など

計画の承認
と実施

業務改善助成金を支給
（最大600万円）

※ 事業場内最低賃金の引き上げ計画と設備投資等の計画を立てて申請いただき、交付決定後に計画どおりに事業を進め、事業の結果を報告いただくことにより、設備投資等にかかった費用の一部が助成金として支給されます。

<事業場内最低賃金とは？>

事業場で最も低い時間給を指します。（ただし、業務改善助成金では、雇入れ後6か月を経過した労働者の事業場内最低賃金を引き上げていただく必要があります。）

事業場内最低賃金の計算方法は、地域別最低賃金（国が例年10月以降に改定する都道府県単位の最低賃金額）と同様、最低賃金法第4条及び最低賃金法施行規則第1条又は第2条の規定に基づいて算定されます。

ご不明点があれば、管轄の労働局雇用環境・均等部室または賃金課室までお尋ねください。

対象事業者・申請の単位

- ・ 中小企業・小規模事業者であること（大企業と密接な関係を有する企業（みなし大企業）でないこと）
- ・ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること
- ・ 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと



別々に
申請

➡ 以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引き上げ計画と設備投資等の計画を立て、（工場や事務所などの労働者がいる）**事業場ごとに申請**いただきます。

申請期限と賃金引き上げの期間

	申請期間	賃金引き上げ期間	事業完了期限
第1期	令和7年4月14日～ 令和7年6月13日	令和7年5月1日～ 令和7年6月30日	令和8年1月31日
第2期	令和7年6月14日～ 申請事業場に適用される 地域別最低賃金改定 日の前日	令和7年7月1日～ 申請事業場に適用される 地域別最低賃金改定 日の前日	令和8年1月31日

※第3期以降の募集を行う場合、別途HPにてお知らせいたします。

申請の流れや注意事項は
裏面をチェック！

助成上限額や助成率などの
詳細は中面をチェック！

助成上限額・助成率

助成上限額

コース 区分	事業場内 最低賃金の 引き上げ額	引き上げる 労働者数	助成上限額	
			右記以外 の事業者	事業場規模 30人未満の 事業者
30円 コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2～3人	50万円	90万円
		4～6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上※	120万円	130万円
45円 コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2～3人	70万円	110万円
		4～6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上※	180万円	180万円
60円 コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2～3人	90万円	160万円
		4～6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上※	300万円	300万円
90円 コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上※	600万円	600万円

※ 10人以上の上限額区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

助成率

1,000円未満	4/5
1,000円以上	3/4

特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。なお、②に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。

① 賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が1,000円未満である事業者
② 物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント※以上低下している事業者

※「%ポイント（パーセントポイント）」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

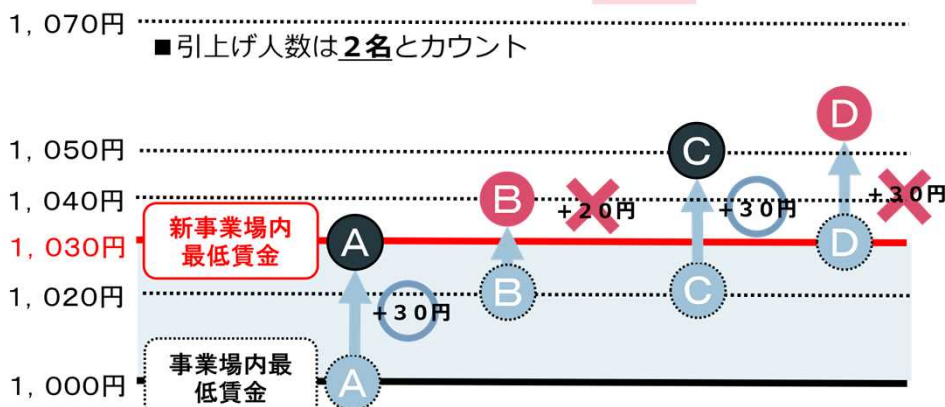
物価高騰等要件に該当する事業者は、一定の自動車の導入やパソコン等の新規導入が認められる場合があります。詳しくはP3の「助成対象経費の特例」をご覧ください。

「引き上げる労働者数」の数え方

- ▶ 事業場内最低賃金である労働者
- ▶ 事業場内最低賃金である労働者の賃金を引き上げることにより、賃金額が追い抜かれる労働者が「引き上げる労働者」に算入されます。（ただし、いずれも申請コースと同額以上賃金を引き上げる必要があります。）

＜例：事業場内最低賃金1,000円の事業場で30円コースを申請する場合＞

- A：事業場内最低賃金である労働者なので、「引き上げる労働者」に算入可
 B：申請コース以上賃金を引き上げていないので、算入不可
 C：Aに賃金額が追い抜かれる労働者であり、かつ、申請コース以上賃金を引き上げているので、算入可
 D：既に引上げ後の事業場内最低賃金以上なので、算入不可



A：引き上げ人数としてカウント
 B・C：新事業場内最低賃金以上に引き上げる必要がある。ただし、引き上げ人数としては、申請コースの額（30円）以上引き上げているCのみ対象。
 D：既に新事業場内最低賃金以上なので、30円以上引き上げてもカウントしない。

助成対象経費の特例

特例事業者のうち、②物価高騰等要件に該当する場合、通常は、助成対象外となるパソコン等や一部の自動車も助成対象となります（パソコン等は新規導入に限ります。）。

助成対象経費	一般事業者	特例事業者 (②のみ)
生産性向上に資する設備投資等	○	○
生産性向上に資する設備投資等のうち、 ・ 定員7人以上または車両本体価格200万円以下の乗用自動車や貨物自動車 ・ PC、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入	×	○



対象となる設備投資など

助成対象事業場における、**生産性向上に資する設備投資等**が助成の対象となります。
また、一部の事業者については、**助成対象となる経費が拡充されます。**

経費区分	対象経費の例
機器・設備の導入	- POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 - リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
経営コンサルティング	国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	顧客管理情報のシステム化

助成金額の計算方法

助成される金額は、生産性向上に資する設備投資等にかかった費用に一定の助成率をかけた金額と助成上限額とを比較し、**いずれか安い方の金額**となります。

<例>

○事業場内最低賃金が980円

→助成率4/5

○8人の労働者を1,070円まで引上げ（90円コース）

→助成上限額450万円

○設備投資などの額は600万円

480万円
(= 600万円 × 4/5)

(設備投資費用 × 助成率)

>

450万円
(= 助成上限額)

(90円コースの助成上限額)



450万円が支給されます。

賃金引き上げに当たっての注意点

- 地域別最低賃金の発効に対応して事業場内最低賃金を引き上げる場合、**発効日の前日まで**に引き上げていただく必要があります。
- 引き上げ後の事業場内最低賃金額と同額を就業規則等に定めていただく必要があります。
- 複数回に分けての事業場内最低賃金の引上げは認められないので、ご注意ください。

(例) 10月1日に新しい地域別最低賃金（1,000円→1,050円）が発効される場合

発効日の前日（9月30日）までに事業場内最低賃金の引き上げ（1,005円→1,050円）を完了（※）



対象！

発効日の当日（10月1日）に事業場内最低賃金の引き上げ（1,005円→1,050円）を実施

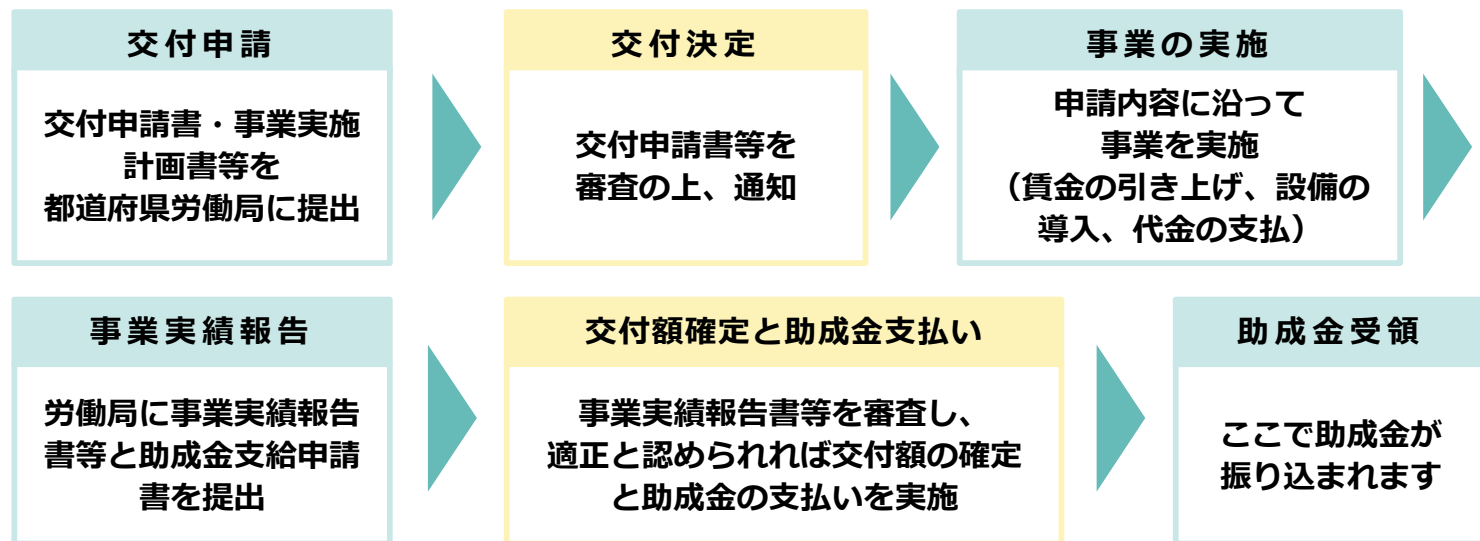


対象外

※ 併せて、就業規則等に事業場内最低賃金が1,050円である旨、定めていただく必要があります。

助成金支給の流れ

事業場所在地を管轄する都道府県労働局に対し、所定の様式で交付申請を行っていただきます。
労働局による申請内容の審査を経て交付決定がなされたら、申請内容に沿って事業を実施してください。
事業完了後、労働局に事業実績報告と助成金支給申請を行っていただくと、労働局による報告内容の審査を経て、助成金が支給されます。



注意事項・お問い合わせ等

注意事項

- ・ **交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は、助成の対象となりません。**
- ・ 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。
- ・ 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- ・ 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ・ **同一事業場の申請は年度内1回までです。**

令和6年度からの主な変更点

- ・ 事業主単位での申請上限600万円までとなりました。
- ・ 大企業と密接な関係を有する企業（みなし大企業）は対象外となりました。
- ・ 基準となる事業場内最低賃金労働者の雇用期間が、「3か月以上」から「6か月以上」になりました。
- ・ 事業完了期限が、2026（令和8）年1月31日※になりました。

※やむを得ない事由がある場合は、理由書の提出により、2026（令和8）年3月31日とできる場合があります。

参考ウェブサイト

- ・ **厚生労働省ウェブサイト「業務改善助成金」**
最新の要綱・要領やQ&A（「生産性向上のヒント集」）、
申請書作成ツールや業務改善助成金の活用事例集などを掲載しています。
- ・ **最低賃金特設サイト**
全国の地域別最低賃金や中小企業支援事業について掲載しているほか、
サイト内の「賃金引き上げ特設ページ」では、賃金引き上げに向けた取
組事例などを紹介しています。

業務改善助成金

検索



最低賃金特設サイト

検索



お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 9:00～17:00）

交付申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）です



中小企業・小規模事業者等の生産性向上や持続的な賃上げに向けた
新製品・新サービスの開発に必要な
設備投資等を支援します！

補助上限額
最大4,000万円

補助率
1/2～2/3

製品・サービス高付加価値化枠

製品・サービス開発の取組を支援



たとえば・・・

最新複合加工機を導入し、これまではできなかった精密加工が可能になり、より付加価値の高い新製品を開発

グローバル枠

海外需要開拓等の取組を支援



たとえば・・・

海外市場獲得のため、新たな製造機械を導入し新製品の開発を行うとともに、海外展示会に出展

事業概要

予算額

令和6年度補正予算「中小企業生産性革命推進事業」3,400億円の内数

基本要件

中小企業・小規模事業者等が、革新的な製品・サービス開発を行い、

① **付加価値額の年平均成長率が+3.0%以上増加**

② **1人あたり給与支給総額の年平均成長率が**

事業実施都道府県における最低賃金の**直近5年間の年平均成長率以上**又は

給与支給総額の年平均成長率が+2.0%以上増加

③ **事業所内最低賃金**が事業実施都道府県における最低賃金**+30円以上の水準**

④ 次世代育成支援対策推進法に基づく**一般事業主行動計画を公表**等（従業員21名以上の場合のみ）
の基本要件を全て満たす3～5年の事業計画に取り組むこと。

※最低賃金引上げ特例適用事業者の場合、基本要件は①、②、④のみとします。

※3～5年の事業計画に基づき事業を実施していただくとともに、毎年、事業化状況報告を提出いただき、**事業成果を確認します。**
※基本要件等が未達の場合、**補助金返還義務**があります。

	製品・サービス高付加価値化枠	グローバル枠
要件	革新的な新製品・新サービスの開発による高付加価値化	海外事業の実施による国内の生産性向上
補助上限	750万円～2,500万円	3,000万円
補助率	中小企業1/2、小規模・再生2/3	中小企業1/2、小規模2/3
補助対象経費	<共通>機械装置・システム構築費（必須）、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費、知的財産権等関連経費 <グローバル枠のうち、海外市場開拓（輸出）に関する事業のみ> 海外旅費、通訳・翻訳費、広告宣伝・販売促進費	
その他	収益納付は求めません。	

大幅な賃上げに取り組む事業者のみなさまには、補助上限額を100～1,000万円上乘せします。

※大幅な賃上げ：(1)給与支給総額の年平均成長率+6.0%以上増加 (2) 事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+50円以上の水準
※各申請枠の補助上限額に達していない場合、常時使用する従業員がいない場合、再生事業者、最低賃金引上げに係る補助率引上げの特例事業者については適用不可。

※上記(1)(2)のいずれか一方でも未達の場合、**補助金返還義務**があります。

最低賃金の引き上げに取り組む事業者のみなさまには、補助率を2/3に引き上げます。

※最低賃金の引き上げに取り組む事業者：指定する一定期間において、3か月以上地域別最低賃金+50円以内で雇用している従業員が全従業員数の30%以上いる事業者
※常時使用する従業員がいない場合、小規模企業・小規模事業者、再生事業者については適用不可。

事業の流れ

公募開始～採択

交付決定～補助事業実施

終了後～

公募開始
公募締切

交付候補
決定

交付申請
交付決定

補助事業
開始

実績報告
確定検査

補助金額
確定

事業化
状況報告

お問い合わせはものづくり補助金事務局サポートセンターまで

受付時間 10:00～17:00（土日祝および12/29-1/3を除く）

電話 050-3821-7013

メール 公募要領について : kakunin@monohojo.info

電子申請システムについて : monodukuri-r1-denshi@ml.nsw.co.jp

本補助金の詳細は
事務局HPをご覧ください

<https://portal.monodukuri-hojo.jp/otoiawase.html>

ものづくり補助金
総合サイト



「IT導入補助金」でIT導入・DX（デジタルトランスフォーメーション） による生産性向上を支援！

- 業務の効率化やDXの推進、セキュリティ対策に向けたITツール等の導入費用を支援！
- **インボイス対応に活用可能！** 安価なITツールの導入にも活用可能で、**小規模事業者は最大4/5補助！**
- **補助額は最大450万円/者、補助率は1/2～4/5！**

通常枠

- ・生産性の向上に資するITツール（ソフトウェア、サービス）の導入費用を支援します。
- ・クラウド利用料を最大2年分補助し、保守運用等の導入関連費用も支援します。

複数社連携IT導入枠

- ・10者以上の中小企業・小規模事業者等が連携した、インボイス制度への対応やキャッシュレス決済を導入する取組等を支援します。導入や活用に向けた事務費・専門家経費も補助対象です。

インボイス枠 インボイス対応類型

- ・令和5年10月1日に開始されたインボイス制度への対応に特化した支援枠で、**会計・受発注・決済ソフト**に加え、**PC・タブレット・レジ・券売機等のハードウェア導入費用も支援**します。
- ・**小規模事業者は最大4/5補助**し、補助下限は無く、安価なITツール導入も支援します。

インボイス枠 電子取引類型

- ・取引関係における発注者（大企業を含む）が費用を負担して**インボイス対応済の受発注ソフトを導入し、受注者である中小企業・小規模事業者等が無償で利用できるケースを支援**します。

セキュリティ対策推進枠

- ・独立行政法人 情報処理推進機構（IPA）が公表する「サイバーセキュリティお助け隊 サービスリスト」に掲載されている**セキュリティサービスの利用料**を支援します。

※詳細は裏面をご確認ください。



<活用イメージ・補助率等>（赤字は令和6年度補正予算での拡充点）

枠/ 類型	通常枠	複数社連携IT導入枠	インボイス枠		セキュリティ 対策推進枠
			インボイス対応類型	電子取引 類型	
活用 イメージ	ITツールを導入し て、業務効率化や DXを推進	商店街など、複数の中小企業 ・小規模事業者で連携して ITツール等を導入	ITツール等を導入して インボイス制度に対応	発注者主導で 取引先の インボイス 対応を促す	サイバー セキュリティ 対策 を進める
補助 対象 経費	ソフトウェア購入費、クラウド利用料（最大2年分）、 導入関連費（保守サポートやマニュアル作成等の費用 に加えて、IT活用の定着を促す導入後の“活用支援”も対象化） 単独申請可能な ツールの拡大			クラウド 利用料 （最大2年分）	サイバーセキュリティ お助け隊 サービス利用料 （最大2年分） （※1）
補助額	・ITツールの 業務プロセスが 1～3つまで： 5万円～150万円 ・4つ以上： 150万円 ～450万円	(a)インボイス枠対象経費： 同右 (b)消費動向等分析経費： 50万円×グループ構成員数 (a)+(b)合わせて3,000万円 まで (c)事務費・専門家経費： 200万円	ITツール： 1 機能： ～50万円 2 機能以上： ～350万円 PC・タブレット等： ～10万円 レジ・券売機等： ～20万円	～350万円	5万円 ～ 150万円
補助率	中小企業：1/2 最低賃金近傍の 事業者(※2):2/3	(a)インボイス枠対象経費： 同右 (b)・(c)：2/3	～50万円以下：3/4 (小規模事業者： 4/5) 50万円～350万円： 2/3 ハードウェア購入費： 1/2	大企業： 1/2 中小企業： 2/3	中小企業： 1/2 小規模事業者： 2/3

(※1) (独)情報処理推進機構（IPA）「サイバーセキュリティお助け隊サービスリスト」に掲載されたサービス。

(※2) 3か月以上地域別最低賃金+50円以内で雇用している従業員数が全従業員数の30%以上であることを示した事業者。

<補助金の活用例>

通常枠

・タイムカードによる勤怠管理のため、オフィスに出社してからの現場移動、帰社してからの退勤が必要だったところ、「勤怠・労務管理ツール」の導入により出先からの打刻が可能に。これにより、**残業時間が3割削減、人事担当の作業効率も大幅アップ！**

インボイス枠

・インボイス発行の作業を効率化するため、「会計ツール」を導入。
経理担当が手作業で行っていた出納管理が自動化され、バックオフィスの効率が全体的に向上。

<今後のスケジュール>

・通常枠、インボイス枠（インボイス対応類型、
電子取引類型）、セキュリティ対策推進枠

第4次申請締切日 8月20日
第5次申請締切日 9月22日
第6次申請締切日 10月31日
第7次申請締切日 12月 2日

・複数社連携IT導入枠

第2次申請締切日 8月20日
第3次申請締切日 10月31日

サービス等生産性向上IT導入支援事業
事務局ポータルサイト



応募方法等の詳細は
こちらからご確認ください

簡易で即効性のある
省力化投資に

カタログ注文型

補助率
1/2以下

補助上限額
最大 **1,500**万円

- 対象製品のリスト(カタログ)に登録された汎用製品から事業課題に合わせて省力化製品を選択できます。
- 申請手続きが簡易で、申請から交付決定まで最短1ヶ月。随時公募受付のため、いつでも申請が可能です。
- 省力化製品の「販売事業者」が、省力化製品の導入と補助金申請・手続きをサポートします(共同申請)。

「販売事業者」の
選択肢が広がり、
より使いやすくなりました!

補助対象
(カタログ掲載)
製品の
カテゴリ例▶

どんどん追加中!



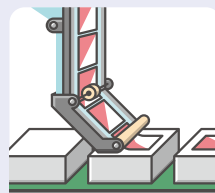
清掃ロボット



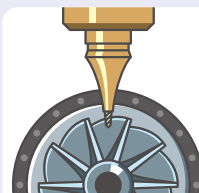
券売機



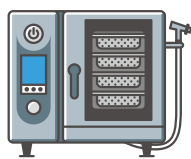
無人搬送車 (AGV・AMR)



オートラベラー



5軸制御マシニングセンタ



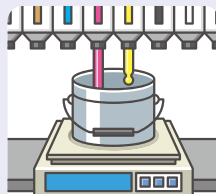
スチームコンベクションオーブン



配膳ロボット



測量機



印刷用インキ自動計量装置



バランス装置

サービス業から
製造業まで、
様々な業種
向けの製品を
ラインアップ!

※一部の省力化製品は、置き換えであっても申請可能です。

人手不足解消に効果のある「省力化投資」を後押しする補助金が
さらに活用しやすくなりました!

中小企業 省力化投資補助金

事業内容に合わせて多様な
設備やシステムが導入できる

一般型 **NEW!**

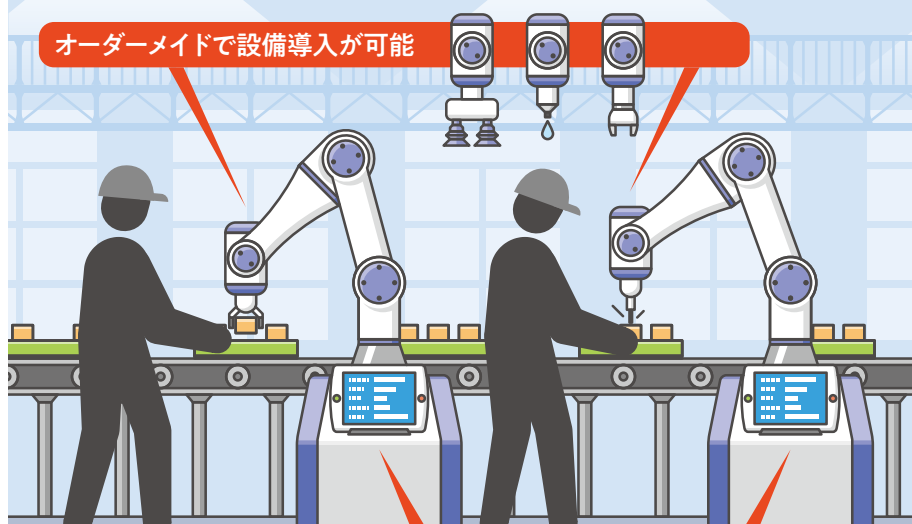
補助率※

中小企業 **1/2** | 小規模・再生 **2/3**

補助上限額

最大 **1億円**

オーダーメイドで設備導入が可能



機器に付帯するソフトウェアも補助金の対象

- オーダーメイド・セミオーダーメイド性のある設備導入・システム構築など、多様なニーズに応えます。
- 公募回制で、省力化指数などに関する詳細な事業実施計画を作成。3ヶ月程度の審査を経て、交付決定されます。
- 大幅賃上げ特例(補助上限額アップ)、最低賃金引き上げ特例(補助率2/3にアップ)があります。

例えば、
通信販売事業で

オンラインショッピングの顧客数・購買量の増加に対応するため、自動梱包機と倉庫管理システムをオーダーメイドで開発・導入

例えば、自動車関連
部品製造事業で

検査が難しい微細な部品製造を効率的に行うため、現場に合わせ、最新のデジタルカメラやAI技術を活用した自動外観検査装置を導入

※補助金額1,500万円までは1/2もしくは2/3(小規模・再生事業者)、1,500万円を超える部分は1/3。

中小企業省力化投資補助金とは、 人手不足解消に効果のあるロボットやIoTなどの製品や設備・システムを導入するための経費を国が補助することにより、中小企業の省力化投資を促進し売上拡大や生産・業務プロセスの効率化を図るとともに、賃上げにつなげることを目的とした補助金です。

Be a Great Small.
中小機構

カタログ注文型

随時申請
受付中

一般型

公募回制

補助対象となる事業

中小企業などが省力化製品を対象製品のリスト(カタログ)から選んで導入し、販売事業者と共同で「労働生産性 年平均成長率3%向上」を目指す事業計画に取り組むものが対象です。

中小企業などが省力化効果のあるオーダーメイド・セミオーダーメイド性のある設備やシステムなどを導入し、「労働生産性 年平均成長率4%向上」を目指す事業計画に取り組むものが対象です。

カタログ注文型・一般型それぞれ要件が異なりますので、必ずそれぞれの公募要領をご確認ください。
カタログ注文型・一般型は、補助対象経費が異なれば併用可能です。

補助率と補助上限額

従業員数	補助率	補助上限額	大幅な賃上げを行う場合
5名以下	1/2 以下	200万円	300万円
6~20名		500万円	750万円
21名以上		1,000万円	1,500万円

※各申請における補助額の合計が補助上限額に達するまでは、複数回の応募・交付申請が可能です。

補助上限額がアップする【大幅賃上げ特例】の適用要件

事業終了時に①給与支給総額+6%以上かつ、②事業場内最低賃金+45円以上とする計画を策定し申請する必要があります
※上記①、②のいずれか一方でも未達の場合、補助額の減額となります。

従業員数	補助率※	補助上限額	大幅な賃上げを行う場合
5名以下	中小企業 1/2	750万円	1,000万円
6~20名		1,500万円	2,000万円
21~50名		3,000万円	4,000万円
51~100名	小規模・再生 2/3	5,000万円	6,500万円
101名以上		8,000万円	1億円

※補助金額1,500万円までは1/2 もしくは2/3 (小規模・再生事業者)、1,500万円を超える部分は1/3。

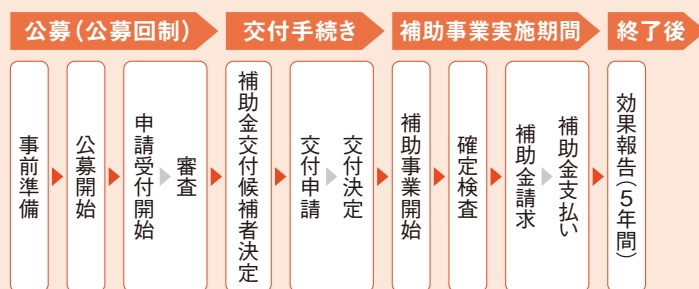
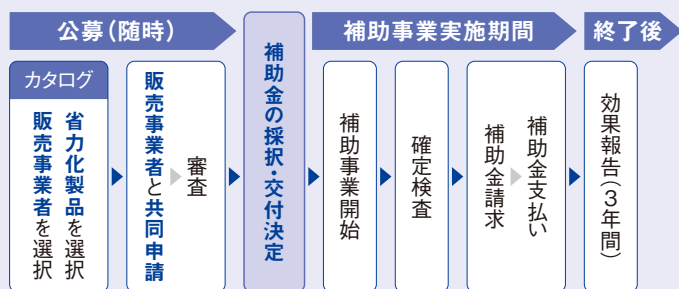
補助上限額がアップする【大幅賃上げ特例】の適用要件

①給与支給総額の年平均成長率+6%以上増加 ②事業場内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+50円以上の水準
※最低賃金引上げ特例事業者は除く。※上記①、②のいずれか一方でも未達の場合、各申請枠の従業員規模別の補助上限額との差額について補助金を返還。

補助率が2/3にアップする【最低賃金引き上げ特例】の適用要件

中小機構が指定する一定期間において、3か月以上地域別最低賃金+50円以内で雇用している従業員が全従業員数の30%以上いること
※小規模・再生事業者は除く。※補助金額1,500万円までが引き上げ対象となります。

申請から事業完了までの流れ



本補助金の詳細や対象製品のリスト(カタログ)、公募要領などはこちらから
中小企業省力化投資補助事業ホームページ <https://shoryokuka.smrj.go.jp/>



お問い合わせは、本補助事業コールセンターまで
あらかじめ上記ホームページの掲載資料や「よくあるご質問」をご確認のうえ、お問い合わせください。

ナビダイヤル

0570-099-660

IP電話などからの
お問い合わせ

03-4335-7595

カタログ
注文型

省力化製品に関わる工業会・
製造事業者・販売事業者のみなさま

カタログ登録
サポートセンター

03-6746-1530
でご相談受付中!

● 受付時間：9:30~17:30 / 月曜~金曜(土・日・祝日除く) ※通話料がかかります。恐れ入りますが、繋がらない場合は、しばらくたってからおかけ直してください。

全都道府県に、インフォメーション窓口を設けています。詳しくは上記ホームページをご確認ください。